

社会福祉法人あゆみの会の評議員の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、法人の運営管理に係る評議員の評議員会への参加に係る日額費用弁償（交通費及び日当を含む）に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として、1日当たり以下を支給する。

日額費用弁償額 一日当たり 5,000円

(改 正)

第3条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人あゆみの会理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

(附 則)

この規定は平成30年7月1日から適用する。